

成蹊大学障がい学生等支援実施に関するガイドライン

制定 2019年9月25日
学生サポートセンター統括委員会

I 趣旨

成蹊大学障がい学生支援に関する基本方針に基づき、成蹊大学における障がい学生等の支援に係る実施基準等について必要な事項を定める。

II 支援対象者

- 1 在学中及び入学予定の障がいのある学生
- 2 前項にいう障がいのある学生とは、視覚障がい、聴覚障がい、肢体障がい、内部障がい及び発達障がいを含む精神障がいにより、継続的に修学又は学生生活に相当な制限を受ける状態にある者（障害者基本法第2条に準じる）で、原則として障害者手帳や医師の診断書を有し、支援を希望する学生をいう。

III 合理的配慮としての支援内容

本学における「合理的配慮」としての支援は、次に掲げる事項を参考とする。

- 1 入学試験
試験時間の延長、試験問題・解答用紙の拡大、別室受験、等
- 2 学修支援
 - ① 履修・授業全般
履修支援、事務手続き支援、スケジュール管理、課題等の整理・伝達、履修科目に関する配慮、優先履修登録、教材のテキスト化、座席位置配慮、提出課題の期限延長、授業内試験時の配慮、授業の遅刻・途中退室に関する配慮、チューターの配置、同伴者の許可、等
 - ② 講義形式の授業
講義資料の配布・拡大、点訳、視覚補助具・点字携帯端末等の持込許可、パソコンの持込許可、録音の許可、黒板（ホワイトボード）・スライドの撮影、支援機器の使用、ノートテイク、マイクの使用、字幕付け、読み上げソフトの使用、等
 - ③ 演習形式の授業
発表形態の変更、グループワークでの配慮、ノートテイク、マイクの使用、等
 - ④ 実験
可能な作業での代替、TAの配置、等
 - ⑤ 学外実習
実習先の担当者への情報提供・面談、等
- 3 期末試験・期末レポート
試験時間の延長、試験問題・解答用紙の拡大、座席位置配慮、別室受験、パソコンでの回答、拡大鏡の使用許可、支援機器の使用、評価手段・方法の変更、音声読み上げソフトの使用、提出期限の延長、試験に関する指示・連絡事項の板書等による伝達、等
- 4 学生生活
入学式・卒業式参加に必要な支援、各種ガイダンス参加に必要な支援、駐車許可、障がい学生が使える部屋の提供、等
- 5 進路・就職
外部支援機関との連携による支援、障がい学生対象の就職情報提供、等

IV 合理的配慮に適していないと考える支援内容

本学における「合理的配慮」に適していないと考える支援は、次に掲げる事項を参考とする。

- 1 達成基準等の教育内容の本質に関わる変更

- 2 公平性を損なうような評価基準の変更
- 3 他の学生に影響を及ぼすような大幅な授業内容やスケジュールの変更・調整
- 4 大学による生活面全般の保証
- 5 課外活動に関する支援
- 6 物理的・人的・技術的・財政的制約により実現が困難なもの

V 合理的配慮の決定等

- 1 入学試験
大学入試センター試験の「受験上の配慮」を参考に、入試実施の一環として大学が決定する。
- 2 修学・期末試験
障がい学生支援室（以下「支援室」という。）が、学部・研究科（以下「学部等」という。）、教務部及びその他必要な部署と調整のうえ支援原案を作成し、学生サポート運営委員会（以下「運営委員会」という。）が支援内容を決定する。
- 3 学生生活
支援室が、関係部署と調整のうえ支援原案を作成し、運営委員会が支援内容を決定する。ただし、入学式・卒業式及びガイダンスへの出席に係る支援内容については、支援室が関係部署と調整のうえ支援原案を作成し、学生サポートセンター長（以下「センター長」という。）が支援内容を決定する。
- 4 進路・就職
支援室が、キャリア支援センター、学生相談室、大学保健室、外部機関等と連携して支援を行う。

VI 合理的配慮文書と情報共有文書

- 1 「合理的配慮文書」は、運営委員会で決定された支援内容（合理的配慮）を記載したもので、関係教職員にはその実施が求められる。
- 2 「情報共有文書」は、学生の心身健康に関する情報を記載し、当該学生の所属する学部長等が了解したもので、関係教職員には記載内容に配慮した対応が望まれる。
- 3 「合理的配慮文書」と「情報共有文書」は、センター長及び当該学生の所属する学部長等との連名で、関係教職員に配付する。

VII 学生相談室及び大学保健室に来室した学生に係る連携対応

- 1 学生相談室又は大学保健室が、合理的配慮が必要と判断した場合は、支援室につなぐ。
- 2 学生相談室又は大学保健室が、情報共有が必要な学生と判断した場合は、学生相談室又は大学保健室が「情報共有文書」の原案を作成し、学部長等及びセンター長の承認を得て、関係教職員に配付する。
- 3 他部署に関わる相談の場合は、当該相談内容の主管部署につなぐ。

VIII 不服申し立て

このガイドラインに基づいて提供されることが決定された支援内容等について、障がい学生、その保証人、関係する科目の教員及び職員において、疑義や不服申し立てがある場合は、原則話し合いにより解決する。ただし、解決に至らない場合は、次の手順で申し立てを行う。

- 1 疑義や不服のある障がい学生、その保証人、関係する教員及び職員（以下「申立人」という。）は、学生サポートセンター統括委員会（以下「統括委員会」という。）に申し出る。
- 2 申出に基づき、統括委員会で審議を行い、このガイドラインの考え方に則った共通理解を生み出し、もって和解を実現していく。
なお、申出内容によっては、「ハラスメント防止委員会」につなぐ。

IX ガイドラインの改廃

ガイドラインの改廃は、統括委員会の議を経て、学長が行う。

以上